令和９年度（４月採用）C-NET（会計年度任用職員）募集要項

１　募集人数

18 名（人数については変動することがあります）

２　業務内容

（１）大阪市立学校における外国語授業等の補助
（２）外国語教材作成の補助
（３）外国語担当教員等に対する現職研修の補助
（４）特別活動や課外活動等への協力
（５）外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
（６）外国語スピーチコンテスト等への協力
（７）地域における国際交流活動への協力
（８）その他所属長が必要と認める職務

３　応募資格

次の受験資格すべてを満たす者が、この試験を受けることができます。
（１）英語を母語とする方、または同等の英語力を有する方
（２）日本に在住し必要な採用選考手続きに参加できる方
（３）任用期間中、大阪市又は通勤が可能な近隣に居住する方
（４）英語を教授言語とする大学卒業以上の資格を有する方
（５）令和９年４月１日時点で、日本の学校において英語の指導経験を６か月以上有する方
（６）任用期間を満了できる方
（７）出入国管理及び難民認定法 別表第一の二における教育の在留資格をもって在留する者、同表の教育以外の在留資格をもって在留する者で、同法第 19 条第 2 項の規定により教育に関する活動を行うことについて許可を受けたもの又は別表第二の上欄に掲げる在留資格を有する者もしくは当該在留資格を任用開始日以前に取得することが可能な方
（８）地方公務員法 第 16 条各号（以下のとおり）のいずれにも該当しない方
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

※特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしている。
・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する予定としている。
・詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定している。
・なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合、採用の取り消しを行うこととする。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文を参照

4　任用期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで、令和 12 年３月 31 日まで）

5　勤務条件等

（１）勤務時間・日数

原則、午前８時 30 分から午後４時 15 分（休憩 45 分）　　週５日 35 時間

ただし、大阪市立心和中学校は午後１時から午後８時 45 分

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12/29～1/3）

※休日勤務が発生する場合は、相当の代休が付与されます。

（３）勤務場所

大阪市立学校（小中学校、義務教育学校、デザイン教育研究所）

（４）報酬等

報酬(月額)	335,000 円	給与改定等により変更されることがあります。
年 収 見 込	4,020,000 円	

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給される場合があります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。なお、特別休暇については取得要件があります

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和９年４月１日（任用日）～令和 10 年３月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・子の看護等休暇・夏季休暇　等 【無給】 ・妊娠障害休暇　等

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

（６）社会保険

大阪市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）は可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

提出書類に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、名簿登録、採用）無効となります。

また、採用候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

採用については令和９年度予算の成立を前提とします。

※なお、下記「応募にあたって」を参照し、C-NET に期待されることを把握しておいてください。

6　受験の手続き

（１）提出書類	①大阪市教育委員会　会計年度任用職員採用申込書[official C-NET Resume] ②英語を教授言語とする大学の**卒業証書**の写し ※英語以外で書かれている証明書については、必ず英語訳を添付すること。 （修士課程もしくは博士課程の修了証書も可）**【成績証明書等は不可】** ③令和９年４月１日時点で、日本の学校において、６か月以上の指導経験を証明する在職証明（任意様式） ④申立書 ⑤推薦書（任意様式）**【提出は必要絶対要件としないが、提出が好ましい】** 令和７年 12 月１日から令和８年 11 月 30 日までの日付のもので、 推薦者の自署か押印のあるもの（コピー不可）。 **※①～⑤以外の不必要な証明書等は添付しないでください。**
（２）受付期間	令和８年 11 月４日(水曜日) ９時から同年 11 月 30 日(月曜日)17 時 00 分まで**【必着】** **※受付期間に申込みを完了しなかった場合、いかなる理由があっても受付しません。**
（３）申込方法	下記の手順１・２に従って大阪市教育委員会会計年度任用職員採用申込書[official C-NET Resume]のデータと「（１）提出書類」を提出してください。手順に従わない場合は不合格となります。 手順１ 大阪市教育委員会会計年度任用職員採用申込書[official C-NET Resume]にパソコン等で必要事項を入力し、下記のメールアドレスまでデータで提出してください（写真の貼り付け及び自筆でのサインをせずに）。送信の際には、**タイトルに”C-NET application”と記入してください。** **※提出するエクセルの形式は変更しないでください。** **※セキュリティーの関係により、クラウドストレージ等からはファイルを受け取ることができません。必ずメールにエクセルファイルを添付してください。** 提出先のメールアドレス：　english-edu@city.osaka.lg.jp 手順２ １で入力したデータを印刷した後、写真を貼り付け、自筆でのサインを行ったうえで、封筒の表側に「新規採用選考申込」と朱書きし、「（１）提出書類」を同封のうえ、受付期間内に届くよう、「簡易書留」での送付または持参により提出してください。 （持参の場合の受付時間は、９時～17 時 00 分。ただし 12 時 15 分～13 時までと土曜日・日曜日・祝日は除く。）受付場所は下記（４）
（４）申込先	大阪市役所（〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号）３階 大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 英語イノベーショングループ

7　選考

（1）第１次選考

内容：書類選考（「6　受験の手続き（1）提出書類①～⑤」の書類により総合的に選考）

※結果については合否にかかわらず、令和８年 12 月上旬頃に受験者全員へメールにて通知します。

（2）最終選考【第１次選考合格者のみ】

選考日：**令和８年 12 月 16 日（水曜日）、**
令和８年 12 月 18 日（金曜日）～12 月 21 日（月曜日）のいずれか１日

内　容：面接【面接の詳細については第１次選考結果とともにメールにて通知します】

会　場：大阪市役所（大阪市北区中之島１丁目３番 20 号）の会議室等を予定

※最終選考は上記日程のいずれか１日を当方で指定のうえ、別途連絡します。**日時の指定及び変更はできません。**また、出願者多数の場合、他に選考日を設けることがあります。

（3）選考基準（主な評価の観点）

・児童生徒の実践的コミュニケーション能力の育成や児童生徒の国際理解教育の支援に意欲的か。
・本市教員と協調してティーム・ティーチングを行う能力があるか。
・本市教育委員会事務局が実施する英語教育に関連したイベントに積極的に参加する意思があるか。
・本市教育委員会事務局英語教育担当者や勤務校管理職の指示を理解し、英語教育を推進できる能力があるか。
・教育に携わる指導者としての資質や児童理解・生徒理解の能力があるか。
・任用期間を満了する意思があるか。
・自らの指導技術・指導内容の向上を図る努力を継続して行う意志があるか。
・日本で働くために必要なコミュニケーション能力の向上を図るために、日本語及び日本文化を学び研鑽する意志があるか。
・日本語によるコミュニケーション能力があるか。

（4）最終合格発表

最終選考受験者全員に合否結果を令和９年１月上旬頃にメールにて通知します。

8　登録合格者について

最終合格者の他に、合格基準点に到達したものを登録合格者（採用予定者）とし、7-（4）に合わせて通知します。登録合格者には、令和９年度中に C-NET の補充採用を行うこととなった場合は、評定の上位者から順に採用連絡するものとします（採用を保証するものではありません）。また、C-NET が育児休業等を取得する場合、代替としてその期間の採用連絡する場合があります。

なお、登録合格の有効期間については、令和 10 年３月 31 日までとします。

9　注意事項

（1）出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の二における「教育」の在留資格への変更を考えているものについては、英語での教育を 12 年間以上受けたことの証明を、出入国在留管理庁より求められる場合があるので、その準備をしておいてください。なお、この証明ができず前述の在留資格を取得できない場合については、採用の延期または取り消しとなる場合があるので注意してください。

（2）提出書類は、返却しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

（3）選考結果について、電話及びメール等による問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）
第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
（職員倫理規則）
第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。
2　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。
【その他遵守すべき事項の例】
・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと

教育に携わる公務員として、C-NETは全体の奉仕者としての性格を有することから、民間企業の場合とは異なった服務規律が定められています。あわせてC-NETは小中等学校にて勤務し、児童生徒の人格形成に多大な影響を与えることとなります。そのため、常に自己の職責を自覚し、児童生徒・保護者・市民の信頼に応えるため、絶えず研鑽に努めなければなりません。また、その行為の与える影響が大きいことを自覚し、C-NETとして任用された場合には、これらの服務規律を遵守することに加えて、**公私を問わず、常に規範意識や倫理観をもって行動していただく必要があります。**

なお服務義務に違反し、若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等は、解任される場合があります。

《問合せ先》
大阪市教育委員会事務局 指導部
初 等 ・ 中 学 校 教 育 担 当
英語イノベーショングループ
電 話　０６－６２０８－９１９７